

青木村新型コロナウイルス等対策行動計画の改定について（概要）

1 計画改定の趣旨・経過

新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえて、国が令和6年7月に新型コロナウイルス等対策政府行動計画を改定し、県が令和7年3月に長野県新型コロナウイルス等対策行動計画を改定したことをうけて、平成26年5月に策定した青木村新型コロナウイルス等対策行動計画（以下、「村行動計画」という。）を改定するものです。

2 位置づけ

村行動計画は新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、基本的な方針等を示すもので、国及び県行動計画に基づき定められたものです。

3 計画期間

国・県の計画改定時に適時適切に行う。

4 基本目標

- ・感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・村民生活および社会経済活動への影響の軽減
- ・対策の実施にあたっての基本的人権の尊重

5 対策項目と主な取り組み

現計画		新計画			
各段階における対策		主な取り組み			
		準備期（発生前）	初動期（発生時）	対応期（政府対策本部設置以降の段階）	
①未発生期	対策項目 (1) 実施体制 (2) サーベイランス・情報収集 (3) 情報提供・共有 (4) 予防・まん延防止 (5) 予防接種 (6) 医療 (7) 村民生活及び村民経済の安定確保	(1) 実施体制	・平時から関係機関と情報共有 ・連携体制の確認及び訓練の実施	・庁内連絡会議の開催、対策の実施体制の強化	・村対策本部の設置、村の基本的方針に基づく対策実施
②海外発生期			(2) 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	・平時から感染症対策等の普及啓発、情報提供等	・感染拡大に備えて状況に応じた情報提供・共有 ・相談体制の整備
③国内発生早期（県内未発生期）		(3) まん延防止		・基本的な感染症対策の普及啓発、有事の対応等の理解促進	・発生時の感染拡大防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等の実施
④県内発生早期		(4) ワクチン	・必要な資材の確保方法等の確認 ・接種体制が構築できるよう情報収集	・接種体制の構築等、速やかなワクチン接種実施のための準備	・ワクチン接種の実施 ・ワクチンの接種日程やワクチンの有効性、安全性等の情報提供・共有
⑤県内感染期		(5) 保健			・県が実施する健康観察への協力
⑥小康期		(6) 物資	・感染症対策物資等の備蓄（消毒液、マスク等）		
	(7) 村民生活及び地域経済の安定の確保	・情報共有体制の整備	・必要な対策の準備	・まん延防止措置で生じ得る心身への影響を考慮した必要な対策の実施 ・必要な生活支援等の実施	